

武蔵村山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和８年度～令和１１年度)

令和８年８月
武蔵村山市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日（一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日）から施行されました。給特法等一部改正法第1条において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画を定めることとされました。

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、武蔵村山市立学校における教育の質の維持向上を図ることを目指し、本計画を策定します。

(2) 本市の現状

本市では、令和元年6月に「武蔵村山市立学校教職員の働き方改革実行イレブンプラン」を策定、令和4年3月には、「武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針」を定め、学校における働き方改革を推進し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

ア 時間外在校等時間

これまでの取組として、出退勤システムを導入し、勤務時間管理の徹底を図り、教育委員会及び学校において勤務実態の把握に努め、時間外在校等時間が多い学校に対し、ヒアリングや指導を行ってきました。また、校務支援システム等のICTの活用による業務の効率化を図ってきました。こうした取組の結果、本市における教職員の令和7年度時間外在校等時間の状況は、次のとおりとなりました。

【本市における教育職員の時間外在校等時間の状況（令和7年度）】

種 別	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	32時間31分	25.7%	1.4%
中学校	37時間43分	31.5%	3.8%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校では25.7%、中学校では31.5%であり、解消には至っていません。

また、教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっているため、校務のDX、人的措置の拡充、部活動の地域連携・地域展開等を行い、効率的な校務処理を実現することにより、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。

令和８年度以降は、上記の状況を踏まえた上で、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第８条に基づき計画的に推進します。

イ ストレス状況及び要因

これまでの取組として、ストレス状況を調査し、ストレス要因を分析し、教職員にとってストレス要因となっている業務等の把握に努め、それらの業務等の改善や支援に取り組んできました。こうした取組の結果、本市における教職員の令和７年度ストレス状況・要因の状況は、以下のとおりとなりました。

【本市における教育職員のストレスチェックの高ストレス者の割合（令和７年度）】

年 度	割合（％）
令和７年度	１５．７

【本市における教育職員のストレスチェックの健康リスクの値（令和７年度）】

年 度	値※
令和７年度	８４

※ 全国平均を１００とした場合の値

【本市における教育職員のストレス要因（令和７年度）】

ストレスチェックの結果は、各質問を関連項目ごとに集計し、厚生労働省の素点換算表に基づいて１～５の段階で評価されます。この評価では、１が最も悪い状態を示し、５が最も良い状態を示しています。評価値の平均が「３」であり、これを基準とし、平均値３を下回る項目については、特に注意が必要であると判断されます。

ストレス要因	評価値
仕事の量的負担	２．５
仕事の質的負担	２．３
仕事の身体的負担	２．２
対人関係	３．４
職場環境	３．１
コントロール	３．４
技能の活用度	３．１
仕事の適正	３．５
働きがい	３．８

２ 計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から令和１１年度までの４年間とします。

ただし、計画期間の３年間に於いて、国や東京都の動向に大きな変化等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

イ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にします。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ア ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にします。

イ ストレスチェックにおける健康リスクの値を80以下にします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 学校以外が担うべき業務

業務名	取組内容	業務の3分類対応
登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	各地域の実情を踏まえつつ、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、通学路の見守り活動を推進します。	①関係
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応	放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。 また、学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて周知・啓発します。	②関係
学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	業務の効率化に向けた学校徴収金システムの導入、外部委託、将来的な公会計化等について検討します。	③関係
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	学校運営協議会及び学校支援地域組織を通じて、保護者や地域住民の理解や啓発を推進し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりなど、地域との連携強化を図ります。	④関係
保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	保護者等に対して教育委員会や相談窓口（教育相談室）の周知徹底を図るとともに、学校が苦情や不当要求に対応できる体制の構築を検討します。	⑤関係

(2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

業務名	取組内容	業務の3分類対応
調査・統計等への回答	校務支援システムの活用や、教員の専門性に深く関わるものを除き、事務職員、副校長補佐等が中心となって回答するなど事務負担の軽減を図ります。	⑥関係
学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	学校において行う業務は、事務職員及びスクール・サポート・スタッフ、副校長補佐等の支援スタッフ事務職員等が積極的に参画し、必要に応じて学校ICT支援員を活用します。	⑦関係
ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	教育委員会と連携し、学校ICT支援員が中心となって行います。	⑧関係
部活動	週当たり2日以上の子活動休業日を設けることにより、教員の負担を軽減させます。また、令和11年度までに「休日における部活動を地域クラブへ移行」することを目指します。	⑬関係

(3) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

業務名	取組内容	業務の3分類対応
授業準備	教材の印刷など補助的業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」等の配置により、教員が児童・生徒への指導や授業準備等に注力できる環境を整備します。	⑮関係
学習評価や成績処理	校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減させます。また、業務の効率化に資する様々なツールの導入や効果的な活用について、引き続き検討を進めます。	⑯関係
学校行事の準備・運営	修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教員と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進します。	⑰関係
支援が必要な児童・生徒及び家庭への対応	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーの配置を継続して実施します。	⑲関係

【学校と教師の業務の3分類】

学校と教師の業務の3分類
別添4

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を促しながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、繪巻等を促進
- 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

出展：文部科学省「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行のため、各学校の教員の在校等時間を把握し、毎年度市公式ホームページで公表するとともに、教育委員会及び総合教育会議で報告します。

時間外在校等時間の目標達成状況は、出退勤管理システムにより確認、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等の目標は、ストレスチェック等の結果から把握します。また、市教育委員会は、各学校の状況を確認し、長時間勤務が常態化している教員がいる場合には、学校管理職より状況や課題を聞き取り、改善が進むよう個別指導を実施するとともに、必要に応じて市教育委員会においても指導を行います。

引き続き、働き方改革の推進に向け、本計画の周知や管理職研修の充実など支援を強化し、各学校では管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会の協議を踏まえて取組を進めます。

本計画への理解促進のため、保護者や地域に「業務の3分類」等、業務量管理や健康確保措置を周知し、協力を得られるよう取り組みます。

武蔵村山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画
(令和８年度～令和１１年度)

発行年月／令和８年８月

発 行／武蔵村山市教育委員会

編 集／武蔵村山市教育部教育指導課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目１番地の１

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会